

建物移転料算定要領

第 1 章 総則

(適用範囲)

第 1 条 この要領は、埼玉県県土整備部・都市整備部用地事務取扱要綱（以下「要綱」という。）

第 2 2 条及び第 2 3 条に規定する建物の移転料に係る調査算定に適用するものとする。

(建物の区分)

第 2 条 調査算定に当たり、建物は次表のとおり区分する。

| 建物区分 | 判 断 基 準 |
|----------|---|
| 木造建物〔Ⅰ〕 | 以下のいずれかに該当する建物 <ul style="list-style-type: none"> ・土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は 2 階建の建物 ・主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている専用住宅で平家建又は 2 階建の建物 |
| 木造建物〔Ⅱ〕 | 土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で、主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は 3 階建の建物 |
| 木造建物〔Ⅲ〕 | 木造建物〔Ⅰ〕及び木造建物〔Ⅱ〕以外の建物 |
| 木造特殊建物 | 土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物 |
| 非木造建物〔Ⅰ〕 | 柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくはコンクリートブロック造の建物又は鉄鋼系プレハブ工法（軽量鉄骨造）により建築されている専用住宅若しくは共同住宅の建物 |
| 非木造建物〔Ⅱ〕 | 非木造建物〔Ⅰ〕以外の建物（石造、レンガ造等の建物又は鉄鋼系プレハブ工法（重量鉄骨造）、コンクリート系プレハブ工法等により建築されている建物） |

注) 建築設備及び建物附随工作物（テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの）は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられている、又は、建物の構造と密接不可分な関係にあるおおむね次に掲げるものをいう。ただし、借家人等の建物所有者と異なる者の所有であり、かつ、容易に取り外しが行えるような場合は、この限りでない。

- (1) 電気設備（電灯設備、動力設備、受・変電設備（キュービクル式受変電設備を除く。）、太陽光発電設備（建材型）等）
- (2) 通信・情報設備（電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、警備設備、表示設備、テレビジョン共同受信施設等）
- (3) ガス設備
- (4) 給・排水設備、衛生設備
- (5) 空調（冷暖房・換気）設備
- (6) 消火設備（火災報知器、スプリンクラー等）
- (7) 排煙設備
- (8) 汚物処理設備
- (9) 煙突
- (10) 運搬設備（昇降機、エスカレーター等。ただし工場、倉庫等の搬送設備を除く。）
- (11) 避雷針

第二章 調査及び積算

（木造建物の調査及び積算）

第3条 木造建物の調査及び推定再建築費の積算は、軸組工法により建築されている木造建物にあつては別添一の一木造建物調査積算要領〔軸組工法〕（以下「木造建物要領〔軸組工法〕」という。）、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている木造建物にあつては別添一の二木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕（以下「木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕」という。）により行うものとする。なお、図面及び数量・諸率については、次の各号によるものとする。

- 一 木造建物の図面作成については、損失補償算定標準書に記載されている木造建物要領〔軸組工法〕別添1木造建物図面作成基準（別表）又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕別添1木造建物図面作成基準（別表）により作成する。
- 二 木造建物の積算にあたり数量及び諸率については、木造建物要領〔軸組工法〕別添2木造建物数量積算基準、木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕別添2木造建物数量積算基準により積算する。

2 前項に定める工法以外の工法により建築されている木造建物の調査及び推定再建築費の積算は、建物の主要な構造部の形状・材種、間取り等から判断して、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかにより行うものとする

（非木造建物の調査及び積算）

第4条 非木造建物の調査及び推定再建築費の積算は、別添二非木造建物調査積算要領により行うものとする。なお、図面及び数量・諸率については、次の各号によるものとする。

- 一 非木造建物の図面作成については、損失補償算定標準書に記載されている非木造建物調査積算要領（以下「標準書非木造建物要領」という。）別添1非木造建物図面作成基準により作成する。

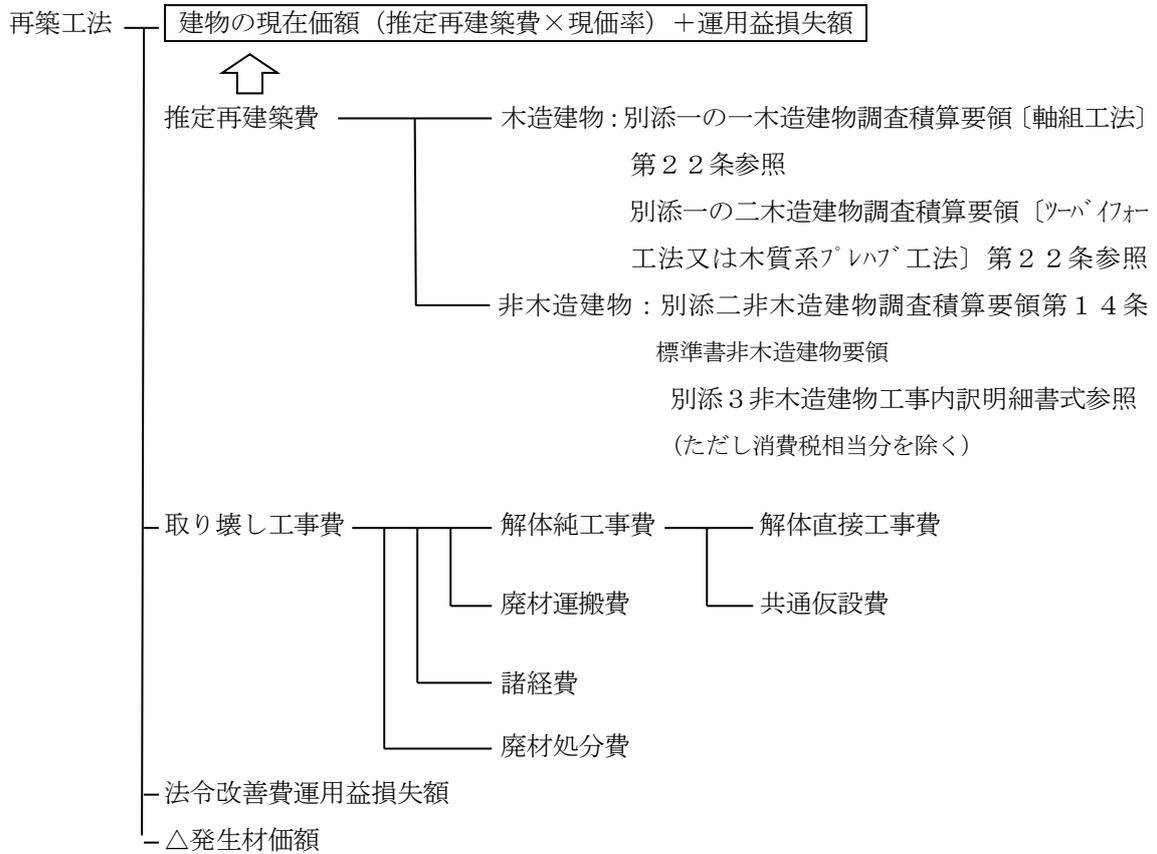
- 二 非木造建物の積算にあたり数量及び諸率については、標準書非木造建物要領別添2 非木造建物数量計測基準により積算する。
- 三 非木造建物の工事内訳書の標準書式は、標準書非木造建物要領別添3 非木造建物工事内訳明細書式により作成する。

第三章 算定

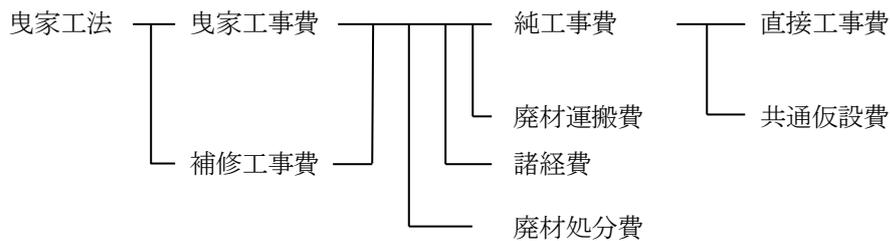
(移転料の構成)

第5条 建物移転料の算定にあたり、移転工法ごとの移転料の構成は次のとおりとする。

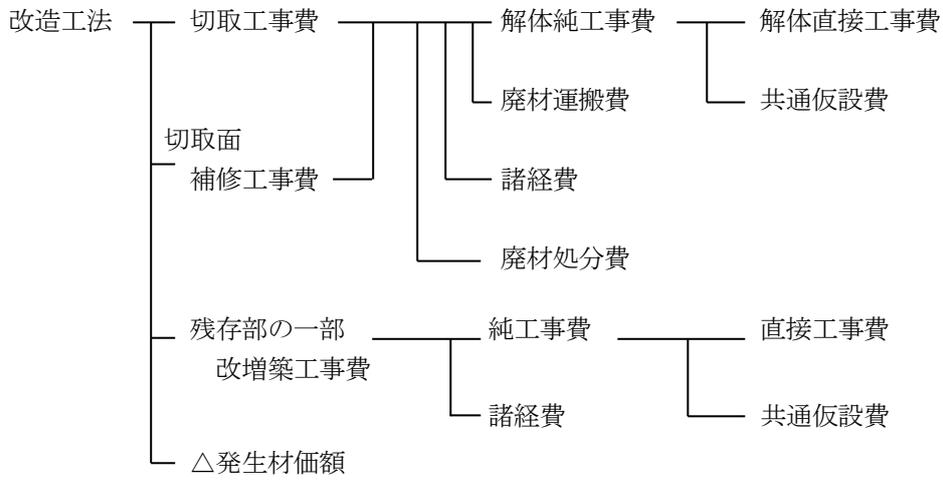
<再築工法の構成>



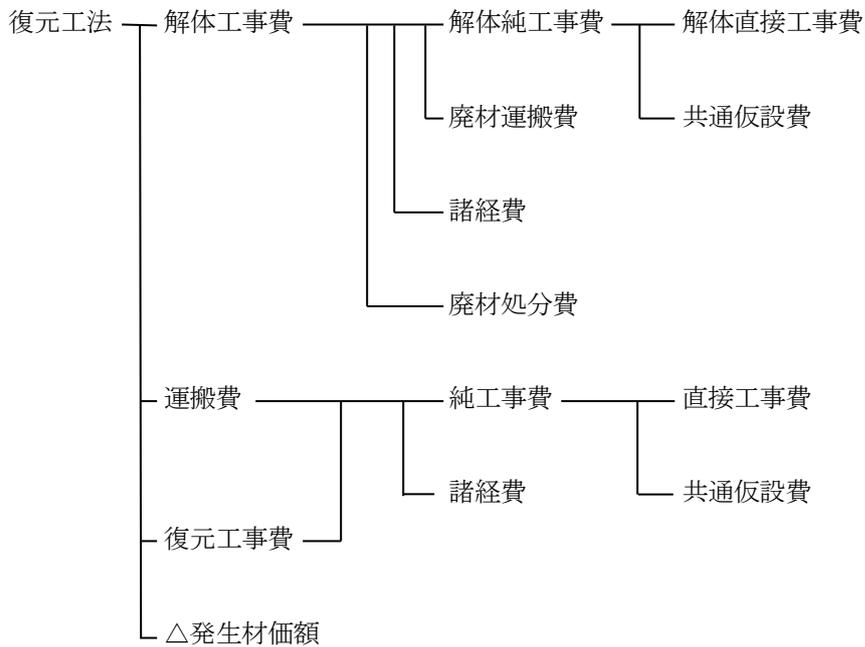
<曳家工法の構成>



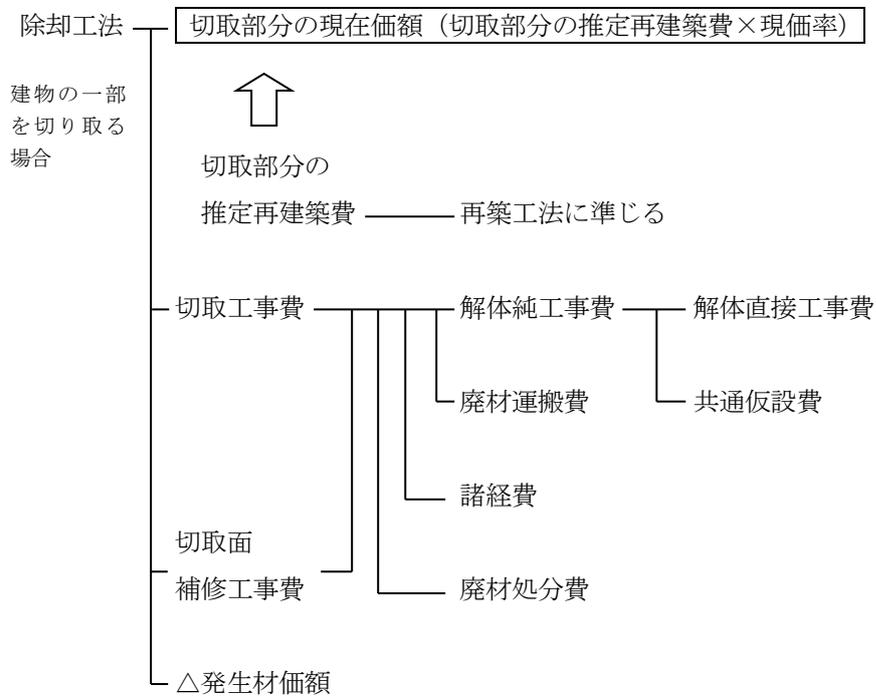
<改造工法の構成>



<復元工法の構成>



<除却工法の構成>



造建物にあつては様式第5号を用いて、非木造建物にあつては標準書非木造建物要領別添3
工事内訳明細書式を用いて算出する

(二) 共通仮設費

ア 共通仮設費の内容は、軸組工法により建築されている木造建物にあつては木造建物要領
〔軸組工法〕第22条第2項第1号、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により
建築されている木造建物にあつては木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハ
ブ工法〕第22条第2項第1号のとおりとし、非木造建物にあつては標準書非木造建物要
領別添3の6①のとおりとする。

イ 共通仮設費は、木造建物にあつては標準書木造建物要領別添2木造建物数量積算基準第
14に定める共通仮設費率、非木造建物にあつては標準書非木造建物要領別添3別記に定め
るⅠ共通仮設費率表に基づき、次の式により算定するものとする。ただし、第2条の建物
区分のうち、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕及び木造特殊建物並びに非木造建物〔Ⅱ〕
については、これを適用しないものとする。

$$\text{共通仮設費} = \text{解体直接工事費} \times \text{共通仮設費率}$$

共通仮設費率は解体直接工事費の合計額に対応した率を適用するものとする。ただし、
移転先を残地と認定した建物については、建築工事の共通仮設を解体工事でも共用でき
るため、共通仮設費は計上しないものとする。

二 廃材運搬費

廃棄物処分場までの廃材の運搬費を計上する。

三 諸経費

(一) 諸経費の内容は、軸組工法により建築されている木造建物にあつては木造建物要領〔軸組
工法〕第22条第2項第2号及び第3号、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法によ
り建築されている木造建物にあつては木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハ
ブ工法〕第22条第2項第2号及び第3号のとおりとし、非木造建物にあつては標準書非木
造建物要領別添3の6②のとおりとする。

(二) 諸経費は、軸組工法により建築されている木造建物にあつては木造建物要領〔軸組工法〕
別添2木造建物数量積算基準第15、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築
されている木造建物にあつては木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工
法〕別添2木造建物数量積算基準第15に定める諸経費率表、非木造建物にあつては標準書
非木造建物要領別添3別記に定めるⅡ諸経費率表に基づき、次の式により算定するものとし
る。ただし、第2条の建物区分のうち、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕及び木造特殊建物
並びに非木造建物〔Ⅱ〕については、これを適用しないものとする。

$$\text{諸経費} = (\text{解体純工事費} + \text{廃材運搬費}) \times \text{諸経費率}$$

諸経費率は、一発注（建築及び解体）を単位として算定された純工事費と廃材運搬費の合
計額に対応した率を適用するものとする。

なお、原則として建物と附帯工作物については別発注、木造建物と非木造建物については
一発注として算定するものとする。

四 廃材処分費

解体撤去で発生した廃材の処分費用を計上する。

3 前項各号に掲げる費用の算定に当たっては、石綿含有建材が存する場合には、当該各号によるほか、石綿調査算定要領（平成24年7月2日付用地第207-1号）により算定を行うものとする。

4 発生材価額は、解体撤去により発生する市場価値のある発生材について、種別、等級等に区分し、必要に応じ計上するものとする。

（移転料の端数処理）

第7条 建物の移転料の算定を行う場合の端数処理は、原則として、次の各号に掲げる場合を除き、1円未満切り捨てとする。

一 補償単価及び資材単価等は、次による。

イ 100円未満のとき1円未満切り捨て

ロ 100円以上10,000円未満のとき10円未満切り捨て

ハ 10,000円以上のとき100円未満切り捨て

二 共通仮設費及び諸経費にあつては、100円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が100円未満のときは、1円未満切り捨てとする。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成29年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領施行の際、現に土地等の権利者等と補償について協議中のものについては、なお従前の例によることができるものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領施行の際、現に土地等の権利者等と損失の補償等について協議中の事項については、なお従前の例によることができるものとする。